

長 建 協 発 第 395 号
平成 25 年 11 月 29 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

技術検定試験の受験資格の見直しについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、近年、技術者の高齢化が進んでおり、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっている状況を踏まえ、優秀な若手技術者の確保の観点から、主に高校指定学科卒業者を対象として、次のとおり技術検定試験受験資格の見直し（別添参照）を行い、平成 26 年度から実施することとなりましたのでお知らせ申し上げます。

* 1 級試験受験に必要な実務経験年数の短縮

* 高校在学中に 2 級学科試験に合格した者に対する 2 級学科試験の有効期間
の延長

長 建 協 発 第 395 号
平成 25 年 11 月 29 日

各 支 部 長 様

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

技術検定試験の受験資格の見直しについて

かねてより、会務の円滑な運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして別添のとおり会員専用ホームページに掲載いた
しましたのでお知らせ申し上げます。

全建事発第 85 号
平成 25 年 11 月 27 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公印省略〕

技術検定試験の受験資格の見直しについて（周知）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法第 27 条に基づく技術検定試験につき、平成 26 年度より受験資格の見直しが実施されることとなりました。建設産業の将来の担い手となる優秀な若手技術者を確保することを目的に、主に高校指定学科卒業者を対象とした 1 級試験受験に必要な実務経験年数の短縮及び高校等の在学中に 2 級学科試験に合格した者に対する 2 級学科試験の有効期間の延長の二つの措置がとられております。

貴会におかれましては、今般の措置につき会員企業に対して周知いただくとともに、制度の適切な活用に努めていただきますようお願い申し上げます。

敬具

【担当】

事業部 平澤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp



国土建第211号

平成25年11月22日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



技術検定試験の受検資格の見直しについて(周知)

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施しているものです。

近年、若手入職者が減少し、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっています。こういった状況を踏まえ、優秀な若手技術者の確保の観点から、今般、主に高校指定学科卒業者を対象として、技術検定試験の受検資格の見直しを行い、平成26年度より実施することといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して本通知について周知するとともに、本制度にご理解をいただき、適切な活用に努めていただくようお願いいたします。

なお、今回の見直しについては、国土交通省HPに関係資料を掲載しておりますので、併せてご活用下さい。

(掲載先)

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000229.html

建設技術者を目指す皆さんへ

施工管理技士になるための技術検定試験の受検資格が見直されます

◆建設産業の将来の担い手となる優秀な若手技術者の確保のため、平成26年度の試験から以下の点について見直されます。

1級試験
2年早く受検可能になります！

2級試験
学科試験免除の有効期間が延長されます！

ポイント

以下の表の区分に該当する者で、専任の監理技術者の配置が必要な工事で監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を積んでいる場合、受検に必要な実務経験が2年短縮されます。

1級試験受検に必要な実務経験

区分	現行	平成26年度より
2級合格者	2級合格後5年	2級合格後3年
高校指定学科卒業者	卒業後10年	卒業後8年

2年短縮

ポイント

高校等在学中に2級学科試験を受検し、合格した者で、大学等に進学した者を対象に、2級学科試験免除の有効期間が延長されます。

2級学科試験免除の有効期間について

区分	現行	平成26年度より
高校卒業者	高校卒業後6年	(大学指定学科進学の場合) 高校卒業後8年
		(短大・高専指定学科進学の場合) 高校卒業後7年
短大・高専卒業者	短大・高専卒業後5年	(大学指定学科進学の場合) 短大・高専卒業後6年

*2級の建設機械施工学科試験については、在学中等に受検できないため対象外。

1～2年延長

詳しくはこちらから

○受検に必要な書類等は、各試験の「受検の手引き」でご確認下さい。

お問い合わせ先

【土木施工管理、管工事施工管理、造園施工管理】

一般財団法人 全国建設研修センター TEL：042-300-6850

【建築施工管理、電気工事施工管理】

一般財団法人 建設業振興基金 TEL：03-5473-1581

【建設機械施工】

一般社団法人 日本建設機械施工協会 TEL：03-3433-1575



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism